

厚岸町規則第7号

厚岸町墓地及び霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町墓地及び霊園条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町墓地及び霊園条例施行規則（平成5年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「本籍及び」を削る。

第6条中「、その本籍」を削る。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、使用場所の変更及び交換は同一の墓地又は霊園の同一面積の区画に限る。

別記様式第1号中「本 籍 _____」及び「、それぞれの戸籍」を削り、「本籍等」を「住所」に改める。

別記様式第3号中「1 本 籍 2 住 所 3 氏 名」を「1 住 所
2 氏 名」に改める。

別記様式第4号中

代理人	本 籍	
	住 所	
	氏 名	

を

代理人	住 所	
	氏 名	

に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第11条関係）

使用場所変更等許可申請書		
変 更 項 目	1 使用場所の交換 2 使用場所の変更	
墓 園 等 の 名 称		
現 在 の 区 画 の 番 号 及 び 面 積		m ²
変 更 又 は 交 換 を 希 望 す る 区 画 の 番 号 及 び 面 積		m ²
変 更 項 目 1 に 該 当 す る 場 合、 交 換 す る 区 画 の 使 用 権 者 の 承 諾	上記の使用場所の交換を承諾します。 年 月 日 住 所 交換区画使用権者 氏 名	
変 更 又 は 交 換 の 理 由		
厚岸町墓地及び霊園条例第10条ただし書及び厚岸町墓地及び霊園条例施行規則第11条 第2項の規定に基づき申請します。 年 月 日 厚岸町長 様 住 所 申請者 氏 名		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則の改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。